

防災かわら版

第4回 避難時の心得(その1) 〇 総務課危機管理係 ☎62-6602

避難が必要になったとき、みなさんは安全に行動することができるでしょうか。災害発生時、屋外で行動しなければならない場合の注意点を覚えておきましょう。

- 1** — **安全で動きやすい服装を**
 - ・ヘルメットや帽子・頭巾等で頭部を保護する。
 - ・裸足は×。
 - ・長靴も水が入ると動きにくいので×。
 - ・脱げにくい運動靴で。
- 2** — **浸水が始まる前に避難を**
 - ・歩きの場合、浸水深10cm(くるぶし)以上で路上が見えず、マンホールや水路へ転落する危険が。
 - ・50cm(ひざ)以上になると歩行が困難となり、水流がある場合は流される危険も!
 - ・車の場合、浸水深30cm以上で機器に水が入り、走行困難となる。
 - ・浸水が始まり、屋外での歩行が困難な場合、自宅や隣接する建物の2階以上への避難を。
- 3** — **近隣同士で声をかける**
 - ・避難する場合は単独行動を避け、早めに、できるだけ複数で行動するようにする。
 - ・高齢者や障がい・病気を抱え、避難に時間を要する「要配慮者」への避難にもご協力を。
- 4** — **増水している川へは近づかない**
 - ・川が増水している場合、川の流が速く、橋が壊れたり堤防が決壊したりして大変危険です。
 - ・避難中に川の様子を見に行くことは危険なので絶対にやめてください。

常に「もしも」を想定しながら
自身やご家族の身を守りましょう!

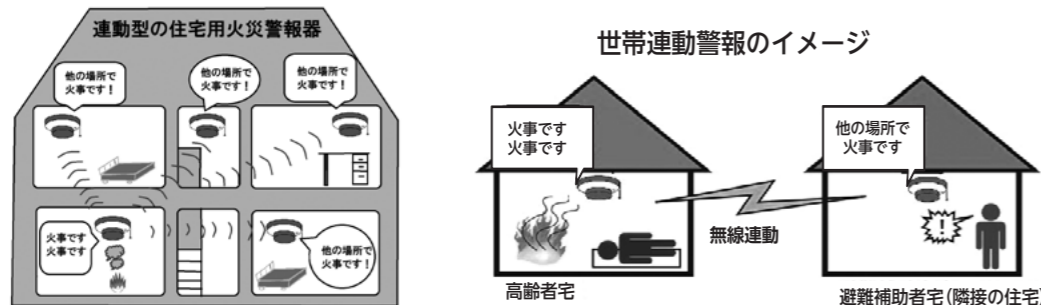
無線連動型住宅用火災警報器の 購入費用を一部助成します!

〇 消防本部 予防課 ☎62-1119

住宅用火災警報器は、古くなると、電池切れや電子機器の経年劣化等により火災を感知しなくなることがあります。新しい住宅用火災警報器の設置や交換をする際は、**連動型**にすることを推奨します。

- 交付基準** 北秋田市内に住所を有し、居住し、自己所有住宅であること
- 補助対象**
 - ① 高齢者の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯
 - ② 障害者の一人暮らしまたは重度障がい者(障害者手帳所有者)を含む世帯
 - ※近隣世帯と相互に連動される場合はいずれかの世帯が対象となります
- 補助金額** 購入費の2分の1に相当する額(1個あたり5,000円、1世帯4個まで 上限20,000円)

補助金の決定は無線連動型住宅用火災警報器を設置後の申請で審査しますので、希望される方は事前にご相談ください。



「古着・古布」「こでん」「水銀式温度計等」 無料回収します!

〇 生活課環境係 ☎62-1110

回収日時・場所

5月14日(日) 9時~12時 阿仁総合窓口センター/市役所本庁舎裏車庫前
5月21日(日) 9時~12時 森吉総合窓口センター/市役所本庁舎裏車庫前
5月28日(日) 9時~12時 合川総合窓口センター/市役所本庁舎裏車庫前



▲詳しい回収品目

古着・古布

再度使用できるもの(衣類は洗濯済のものに限ります)

衣類、下着(新品のみ)、タオル類、帽子やベルト等の小物、バッグや靴(長靴とブーツを除く)、ぬいぐるみ等

回収できないもの…綿が入っている衣類、寝具類、学校や職場の制服、生地等

※透明や半透明の袋に入れて袋の口を結んでください。(段ボール・紙袋は不可)

※クリーニング済の場合はハンガーやカバーを外してください。

※濡れていたり壊れているもの、名前が入っているもの、対になっていない靴は回収できません。

こでん

家庭で使い終わった電気や電池で動く小型の電気電子機器

携帯電話端末、デジタルカメラ、パソコン、DVDレコーダー、電子書籍端末、ゲーム機、電話機、プリンター、ラジカセ、電子レンジ、電気ドリル、電気アイロン、ヘアドライヤー等

回収できないもの…テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機、掃除機、石油ストーブ、ファンヒーター

※乾電池、充電式電池は取り除き、個人データは消去してください。

水銀式温度計・体温計・血圧計

水銀を使用した製品のもの(家庭用に限り)

※購入時のケース、もしくは透明や半透明の袋に入れてください。



rescue.10

消防団

第10分団長 吉田 秀雄

(管轄区域:阿仁前田、根森田、五味掘 団員数:43人(3/1現在))

我が第10分団は、30歳から60歳代の団員で組織されています。日頃から地道な消防団活動を続けており、有事の際には他地区へも団員が一致団結して迅速に火災現場へ駆けつける頼もしい分団です。



〇 お近くの分団員、消防本部総務課 ☎62-1119

植樹・育樹・環境緑化活動に 補助金を交付します!

〇 申込期限 5月末まで

【補助対象】

北秋田市内の学校、その他の法人、自治会、子供会、老人クラブ、有志会等の継続が見込める団体

【助成要件】

- ・概ね10人以上の参加が見込まれる活動であること
- ・活動対象地として土地の所有者または管理者の承諾が得られていること
- ・事業実施後、継続して維持管理が可能であること
- ・標柱、看板等で市緑化推進委員会の助成により行った活動であることを明示すること

【助成金額】 上限4万円

※予算の範囲内で行うため、要望に沿えない場合があります

ご希望の方は、下記までお問い合わせください。

〇 農林課林業振興係 ☎62-5517